

In depth

A look at current financial reporting issues

2020年10月9日
In depth No. 2020-06

金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド

FAQ 6.5—金利指標改革は金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベルに影響を与える可能性があるか

背景

IFRS第13号は、金融商品の分類および測定区分によって開示要求事項が異なります。しかし、金融商品については、すべての測定区分(すなわち、純損益を通じた公正価値(FVTPL)、その他の包括利益を通じた公正価値(FVOCI)または償却原価)に分類される金融商品について公正価値ヒエラルキーのレベルを開示することが要求されています。

[IFRS第13号第93項](#)(b)は、経常的および非経常的な公正価値測定について、ヒエラルキーのレベルの開示を要求しています。また、[IFRS第13号第97項](#)は、公正価値が開示されている償却原価測定に分類される金融商品についても、ヒエラルキーのレベルの開示を要求しています。

公正価値ヒエラルキーのレベルは、財務諸表における開示にとって重要である可能性があります。規制対象の企業の自己資本規制にも影響を及ぼす可能性があります(すなわち、レベル3の公正価値の金融資産は、レベル2の公正価値の金融資産よりも多くの自己資本の保有が要求される可能性があります)。

金融商品のヒエラルキーのレベルは、測定全体にとって重大である最低レベルのインプットに基づいています。したがって、評価モデルの一部に重大な観察可能でないインプットが存在する場合、当該金融商品はヒエラルキーのレベル3に分類されます[[IFRS第13号第72項](#)]。

質問

金利指標改革は、金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベルに影響を与える可能性がありますか。

回答

影響を与える可能性があります。新しい指標金利に移行している活発な市場で取引されていない金融商品について、特に市場が変容する過程の初期段階における評価モデルは、重大な観察可能でないインプットに依存する可能性があります。評価日時点で限定的なフォワードカーブの金利(オーバーナイト物またはターム物を問わず)や限定的な観察可能な取引しか存在しない可能性もあります。さらに、異なる金融商品に異なるフォールバック条項が適用される可能性があります。

これに加えて、新しい指標金利に移行していない金融商品は、例えば、(厳格なレガシー契約の場合など)取引量の減少の結果として、同様に影響を受ける可能性があります。

金融商品の評価において観察可能でないインプットが使用される限り、評価全体の文脈でその重大性を考慮する必要があります。しかし、たとえ金融商品が以前の指標金利で公正価値ヒエラルキーのレベル2に区分されていたとしても、それらが重大であるとみなされる限り、公正価値ヒエラルキーのレベルはレベル3に引き下げられる可能性があります。

最後に、[IFRS第13号第93項](#)(d)および[IFRS第9号第97項](#)に基づき、金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベルまたは評価モデルの変更についての開示も検討する必要があります。

© 2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



In depth

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。